

井川町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 5,243	千円 3,579,632	千円 215,805	千円 480,269	% 13.4	% 14.4

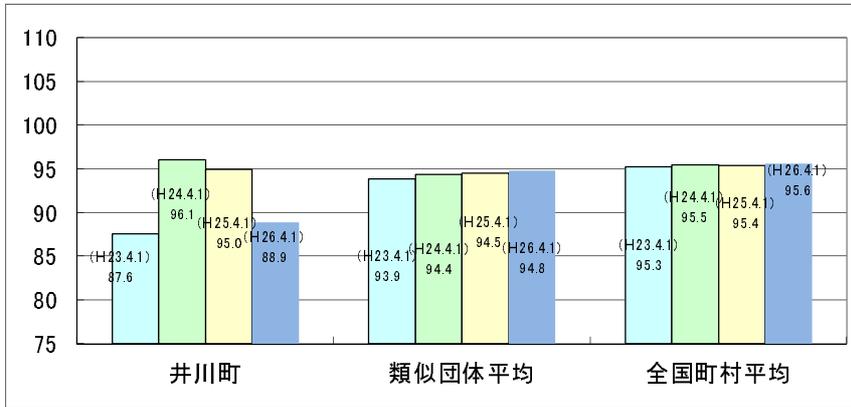
(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 47	千円 172,848	千円 17,693	千円 59,732	千円 250,273	千円 5,325	千円 5,490

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものの。

3 平成24年及び25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①階層変動で職員分布が変更になったため

(4) 給与改定の状況

※ 人事委員会を設置していないので、①及び②の掲載はしない。

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	数差 A-B	勧告 (改定率)		
25年度	円 -	円 -	円 (- %)	% -	% -	% -

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	数差 A-B	勧告 (改定月数)		
25年度	月 -	月 -	月 -	月 -	月 -	月 -

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[未実施]

(理由) 秋田県人事委員会勧告に基づき、未実施。

②地域手当の見直し

[地域手当は支給していない]

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (H26年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
井川町	46.0 歳	310,922 円	350,003 円	332,690 円
秋田県	43.2 歳	339,975 円	405,131 円	373,462 円
国	43.5 歳	335,000 円	- 円	408,472 円
類似団体	42.6 歳	310,381 円	354,449 円	336,306 円

②技能労務職

単位: 歳、人、円

区分	公務員					民間 (秋田県)		参考 A/B	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額	対応する民間 の類似職種	平均年齢		平均給与月額
				(A)	(国ベース)		(B)		
井川町	53.0	2	253,750	255,750	258,350	-	-	-	-
うち用務員	*	1	*	-	-	用務員	54.3	199,300	-
うち調理員	*	1	*	-	-	調理士	45.0	190,100	-
うちその他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
秋田県	49.4	297	331,511	-	354,426	-	-	-	-
国	50.1	3,119	287,592	-	326,611	-	-	-	-
類似団体	49.7	6	271,921	294,995	282,545	-	-	-	-

※個人が特定できる箇所に関してはアスタリスク (*) で表示している。

区分	参考		
	年収ベース (試算値) の比較		
	公務員	民間 (秋田県)	C/D
井川町	-	-	-
うち用務員	*	2,747,000	-
うち調理員	*	2,489,500	-

※民間データは賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成23~25年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータはそれぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度

に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額 (国ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース (=時間外勤務手当を除いたもの) で算出

※個人が特定できる箇所に関してはアスタリスク (*) で表示している。

(2) 職員の初任給の状況 (H26年4月1日現在)

区分	井川町	秋田県	国	
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	137,200 円	-
	中学卒	121,600 円	-	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (H26年4月1日現在)

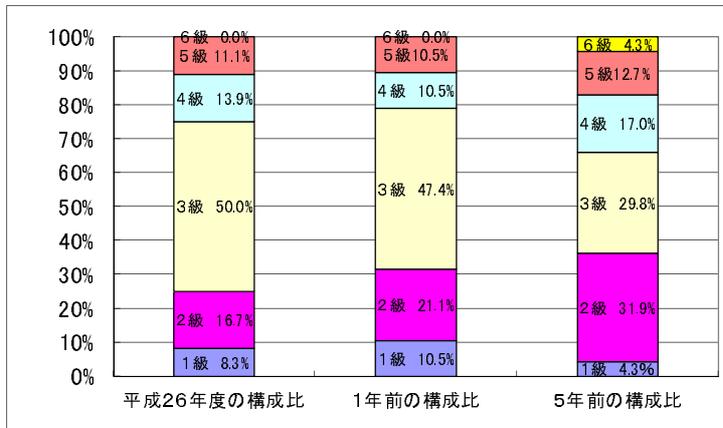
区分	経験年数10~20年	経験年数20~25年	経験年数30~35年	
一般行政職	大学卒	280,228 円	-	-
	高校卒	-	300,250 円	344,160
技能労務職	高校卒	-	-	-
	中学卒	-	-	-

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（H26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
1級	主事	3人	8.3%	135,600円	243,700円
2級	主任	6人	16.7%	185,600円	307,800円
3級	主査	18人	50.0%	222,900円	354,700円
4級	課長補佐	5人	13.9%	261,900円	388,300円
5級	課長	4人	11.1%	289,200円	400,600円
6級	課長	0人	0.0%	320,600円	422,600円

- (注) 1 井川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。
 (旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

<勤務成績の評価> 「基準日：毎年1月1日」 評価者：一次評価者：その者の職務について監督する地位にある者(課長等) 二次評価者：町長 方法：基準日前一年間において、その者の勤務成績(業績等)を一次評価者が評価をし二次評価者が一次評価者の証明等に基づき評価区分(5段階区分)で判断する」という内容で今後検討していく。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

井川町	秋田県	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,273 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,621 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.450)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.600 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.450)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 15%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

- (注) 「井川町の1人当たり平均支給額」は町長部局で一般行政職給料表適用職員の平均である。
 (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤務手当への勤務業績の反映状況(一般行政職)

一律支給(懲戒処分を受けた職員及び基準となる勤務日数を下回る職員等除く)

(2) 退職手当 (H26年4月1日現在)

井川町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21,620 月分	27,025 月分	勤続20年	21,620 月分	27,025 月分
勤続25年	30,820 月分	36,570 月分	勤続25年	30,820 月分	36,570 月分
勤続35年	43,700 月分	52,440 月分	勤続35年	43,700 月分	52,440 月分
最高限度額	52,440 月分	52,440 月分	最高限度額	52,440 月分	52,440 月分
その他の加算措置			その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	
(退職時特別昇給	—)		(2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額	16,694 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、H25年度に退職した職員(全職種)に支給された平均額である。

(3) 地域手当 ※当町において、平成25年4月1日現在、地域手当の支給実績はない。

(H26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当 (H26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)				37 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)				12,433 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)				5.2 %
手当の種類(手当数)				9
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
防疫等作業に従事する職員の特殊勤務手当	診療所職員等	感染症の患者等の救護作業等に従事したとき	1日につき200円	
X線検査作業に従事する職員の特殊勤務手当	診療所職員	健康診断に係るX線検査作業に従事したとき	1時間当たり50円	
往診に従事する職員の特殊勤務手当	診療所職員	往診に従事したとき	厚生労働省令で定めた基準額の医師にあっては80%、看護師等にあっては4%の額を従事した職員の数で案分した額	
手術に従事する職員の特殊勤務手当	診療所職員	手術に従事したとき	厚生労働省で定めた手術料金の40%	
危険作業に従事する職員の特殊勤務手当	危険作業に従事する職員	危険作業に従事したとき	1日につき230円以内	
行旅病死人取扱い作業に従事する職員の特殊勤務手当	行旅病死人取扱い作業に従事する職員	行旅病死人取扱い作業に従事したとき	1件につき1,000円	
夜間看護手当	看護師等	深夜において行われた看護等の業務に従事したとき	1回につき200円	
診療所の医師、看護師の調整手当	診療所職員	患者を取り扱うとき	取扱患者1件につき、医師にあっては20円、看護師にあっては2円を従事した職員の数で案分した額	
保健師の結核接触業務手当	保健師	町内の結核患者家庭を指導のため巡回し接触するとき	1日につき200円	

(注)平成20年度より町税事務・診療費未収整理に従事する職員の特殊勤務手当は廃止している。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	7,230 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	139 千円
支給実績(24年度決算)	6,784 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	103 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)である。

※選挙に係る時間外手当含む

(6) その他の手当 (H26年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	扶養配偶者 13,000円 扶養その他 6,500円 ※配偶者なし 11,000円 ・特定期間加算 5,000円	同		6,417 千円	213,900 円
住居手当	・借家、借間 支給限度額 27,000円	同		530 千円	176,800 円
通勤手当	・交通機関等の利用 支給限度額 55,000円 ・自動車等の使用 支給限度額 24,500円	同		1,370 千円	42,806 円
管理職手当	・行政職給料表5級以上の職員等に支給 1) 診療所長 給料の月額16%の額 2) 課長等で5級以上の職員 給料の月額4%の額	異	国は定額	690 千円	172,533 円
初任給調整手当	・診療所等に勤務する医師等で欠員補充が困難である職の職員に支給 1年を経過することに額を減する	同		0 千円	0 円
宿日直手当	・宿日直勤務を命ぜられた職員に対し、その勤務の区分により支給 4,200円～21,000円	同		662 千円	18,903 円
寒冷地手当	・世帯等の区分により11月～3月に支給 1) 世帯主である職員 扶養親族あり 17,800円 扶養親族なし 10,200円 2) その他の職員 7,360円	同		3,250 千円	57,011 円
管理職員特別勤務手当	・管理職員が臨時又は緊急により休日等に勤務した場合に支給 1) 診療所長 12,000円 2) 課長等で5級以上の職員 8,000円	同		64 千円	16,000 円

※住居手当(自宅に係る手当)は平成21年12月より廃止となっている。

5 特別職の報酬等の状況（H26年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長	710,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 850,000 円 / 370,000 円
	副 町 長	567,000 円	675,000 円 / 360,000 円
報 酬	議 長	252,000 円	360,000 円 / 205,000 円
	副 議 長	225,000 円	320,000 円 / 164,900 円
	議 員	212,000 円	300,000 円 / 145,500 円
期 末 手 当	町 長 副 町 長	(25年度支給割合) 2.85 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(25年度支給割合) 2.85 月分	
退 職 手 当	町 長 副 町 長	(算定方式) 710,000×在職月数×0.47 567,000×在職月数×0.28	(1期の手当額) 1,602 万円 762 万円
	備 考		(支給時期) 任期毎 任期毎
通 勤 手 当	町 長 副 町 長	(内容及び支給) 副町長については一般職の職員の例により支給	
寒 冷 地 手 当	町 長 副 町 長	(内容及び支給) 一般職の職員の例により支給	

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

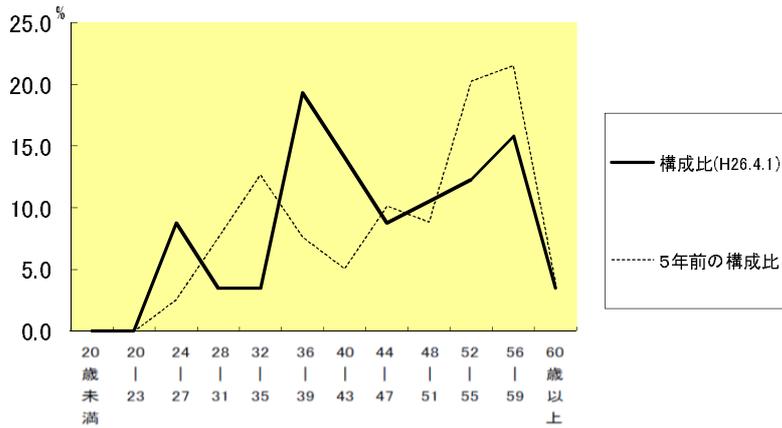
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
	平成25年	平成26年		
普 通 会 計 部 門	議 会	1	1	△ 1 業務の見直しによる減
	総務(企画)	12	12	
	税 務	3	2	
	民 生	9	9	
	一 般 行 政 部 門	6	6	△ 1 業務の見直しによる減
衛 生	3	3		
農 林	1	0		
商 工 土 木	2	2		
計	37	35	△ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 66.76 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 101.04 人)
教 育 部 門	11	11	0	
消 防 部 門				
小 計	48	46	△ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 87.74 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 124.28 人)
公 営 企 業 等 部 門	診 療 所	4	4	0
	水 道	2	2	
	下 水 道	1	1	
	其 他	4	4	
小 計	11	11	0	
合 計	59 [116]	57 [116]	△ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 108.72 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (H26年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	0人	5人	2人	2人	11人	8人	5人	6人	7人	9人	2人	57人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

(各年4月1日現在)

年度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数	
一般行政	49	47	43	40	37	35	△14	(△28.6%)
教育	14	13	13	11	11	11	△3	(△21.4%)
消防	-	-	-	-	-	-	-	
普通会計	63	60	56	51	48	46	△17	(△27.0%)
公営企業会計	16	15	15	12	11	11	△5	(△31.3%)
総合計	79	75	71	63	59	57	△22	(△27.8%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占める職員給与費比率
25年度	千円 104,731	千円 18,874	千円 17,474	% 16.7	% 15.2

区分	職員数 A	給与費 B				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計	
25年度	人 2	千円 8,519	千円 712	千円 2,380	千円 11,611	千円 5,806

(参考) 市町村(政令都市を除く)平均一人当たり給与額
千円 6,123

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項
特になし

エ 特殊勤務手当 (H26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)	-		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	-		円
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)	-		%
手当の種類(手当数)			1
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(25年度決算) 左記職員に対する支給単価
危険作業に従事する職員の特殊勤務手当	危険作業に従事する職員	危険作業に従事したとき	千円 1日につき230円以内

オ 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	458千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	229千円
支給実績(24年度決算)	462千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	154千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)である。

カ その他の手当 (H26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異なる内容	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)
扶養手当	・扶養配偶者 13,000円 ・その他扶養 ※配偶者なし 6,500円 11,000円 ・特定期間加算 5,000円	同		670千円	334,750円
住居手当	・借家、借間 支給限度額 27,000円	同		0千円	0円
通勤手当	・交通機関等の利用 支給限度額 55,000円 ・自動車等の使用 支給限度額 24,500円	同		30千円	30,000円
管理職手当	・企業職給料表5級以上の職員に支給 給料の月額の4%の額	異	国は定額	46千円	45,948円
寒冷地手当	・世帯等の区分により11月～3月に支給 1)世帯主である職員 扶養親族あり 17,800円 扶養親族なし 10,200円 2)その他の職員 7,360円	同		179千円	71,600円
管理職員特別勤務手当	・管理職員が臨時又は緊急により休日等に勤務した場合に支給 8,000円	同		0千円	0円

※管理職手当の支給月は3か月分である。